



令和8年2月19日 第28回 企業と生物多様性セミナー 企業活動と外来生物

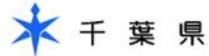
県内の外来生物について

千葉県自然保護課生物多様性センター 佐藤哲也

柏市でヒアリを確認 (2025年6月)

報道資料

<環境省、柏市同時発表>



CHIBA

Chiba Prefectural Government

令和7年6月12日
環境生活部自然保護課
生物多様性センター
電話043-265-3601

柏市内におけるヒアリの確認について

令和7年6月5日(木)に柏市内の民間事業者敷地内に運び込まれたコンテナからアリが発見されました。このアリについて、専門家による種の同定を行った結果、要緊急対処特定外来生物であるヒアリと確認されたため、本日、環境省が、別紙のとおり報道発表を行いましたのでお知らせします。

なお、刺傷等の人的被害は生じていません。

○今回確認されたヒアリ



写真：環境省

出典：自然保護課 報道発表資料

千葉県内でクビアカツヤカミキリ初確認 (2025年3月)

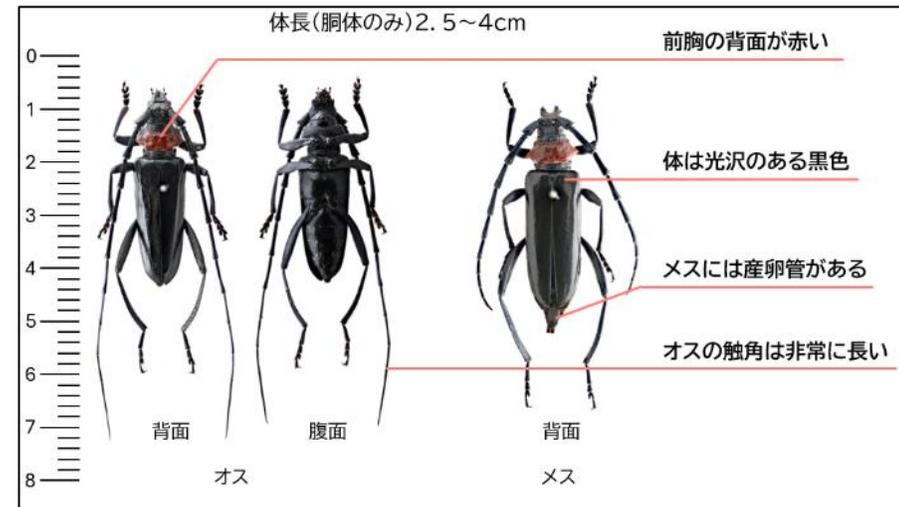
クビアカツヤカミキリ (特定外来生物) の県内初確認について

発表日：令和7年3月11日
環境生活部自然保護課

クビアカツヤカミキリ (特定外来生物) の幼虫が柏市内で発見されました。

県内では初の確認事例ですが、サクラやウメなどの樹木に寄生し、幼虫が内部を食い荒らすことで、サクラ並木や果樹園などへの被害が国内各地で発生しています。

被害防止にあたっては早期発見・早期駆除が重要であるため、発見した場合は、県または自治体窓口への速やかな通報をお願いします。



出典：自然保護課HP

写真提供：千葉県立中央博物館

本日の内容

外来種とは

特定外来生物とは

県内で確認されている特定外来生物について

- アカミミガメ
- セアカゴケグモ
- クビアカツヤカミキリ
- ヒアリ類
- オオキンケイギク
- ナガエツルノゲイトウ

私たちにできること

外来種とは 特定外来生物とは



外来種とは

外来種とは…

人の働きによって

本来のすみかではない場所に
持ちこまれた生き物のこと

意図的

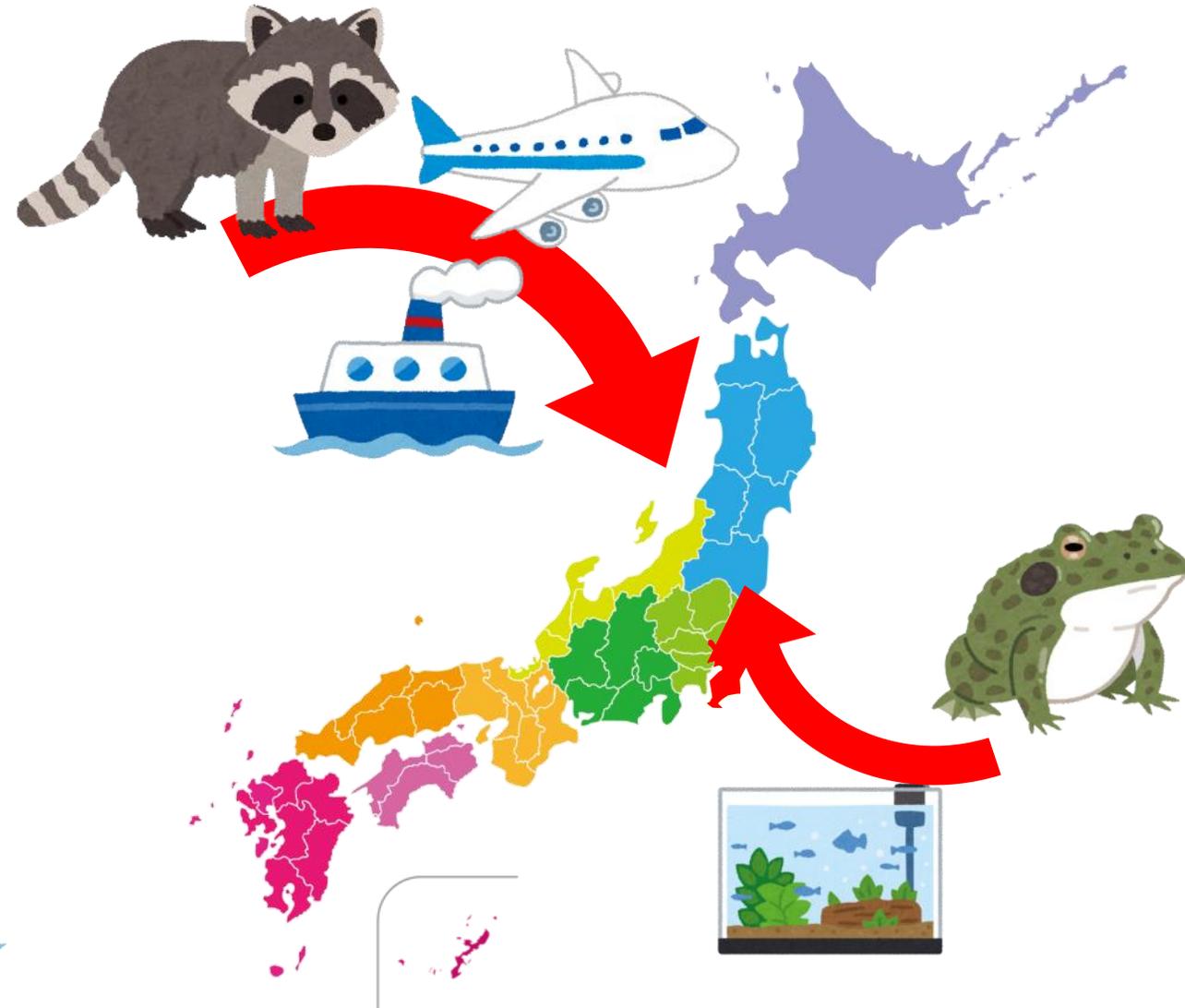


ペットや食用など

非意図的



貨物への混入など



意図的



ペットや食用など

アカミミガメ



ペットとして輸入

アライグマ



ペットとして輸入

アメリカザリガニ



ウシガエルの餌として導入

ハクレン



食用として導入

非意図的



貨物への混入など

クビアカツヤカミキリ



輸入された梱包材に混入？

タイリクバラタナゴ



ソウギョの種苗に混入

ホンビノスガイ



バラスト水に混入？

ヒアリ



貨物等に混入？

外来種とは

外来種とは…

人の働きによって

本来のすみかではない場所に
持ちこまれた生き物のこと

こくないがいらいしゅ

国内外来種：国内の他地域から
持ち込まれた生き物



外来種とは

カネヒラ



東北・関東地方では国内外来種

カワムツ



東北・関東地方では国内外来種

カブトムシ



北海道では国内外来種

外来種とは

第3の外来種

- ニシキゴイ・金魚・ヒメダカのような交雑または選抜により作出された人工改良品種を国外外来種、国内外来種に次ぐ「第3の外来種」として呼ぶことが提唱されている（出典：魚類学の百科事典 日本魚類学会編2018）



錦鯉（改良品種）



ヒメダカ（改良品種）

外来種とは

生き物が自力でやってきた場合は外来種とは言わない



渡り鳥



産卵のために
泳いで移動

外来種とは

がいらいしゅ

外来種

人の働きによって本来のすみかではない場所に持ちこまれた生き物のこと

※国外・国内含む

がいらいせいぶつ

外来生物

一般的には「外来種」とほぼ同義で用いられている事が多い
外来生物法では「**海外**から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生息地の外に存することとなる生物」と定義されている「**法律用語**」

特定外来生物とは

特定外来生物による生態系等に係る被害防止に関する法律（**外来生物法**）

2004年（平成16年）6月2日 公布

2005年（平成17年）6月1日 施行

- ・ **国外**から持ち込まれた外来種で、**生態系、人の生命・身体、農林水産業**へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される

*原則として、概ね明治元年以降の移入に限られる

- ・ 2026年（令和8年）2月1日現在、**162**種類の動植物が特定外来生物に指定
- ・ 千葉県内には**48**種類見つかっている（未定着も含む）

特定外来生物とは

特定外来生物

オオクチバス



カミツキガメ



ナガエツルノゲイトウ



アライグマ



キョン



オオキンケイギク



特定外来生物とは

<特定外来生物で規制される事項>



特定外来生物とは

分類	行為（対象：特定外来生物）	罰則（拘禁刑または罰金）	
		個人	法人
輸入関係	許可なく輸入した場合	・ 3年以下 または ・ 300万円以下	・ 1億円以下
	許可なく輸入した場合（※未判定外来生物）	・ 1年以下 もしくは ・ 100万円以下	・ 5千万円以下
販売関係	許可を受けていない者に対して販売や配布をした場合	・ 3年以下 もしくは ・ 300万円以下	・ 1億円以下
飼養関係	許可なく飼養等をした場合（販売・配布目的）	・ 3年以下 もしくは ・ 300万円以下	・ 1億円以下
	許可なく飼養等をした場合（愛がん（ペット）等の目的）	・ 1年以下 もしくは ・ 100万円以下	・ 5千万円以下
	偽りや不正をして飼養等の許可を受けた場合	・ 3年以下 もしくは ・ 300万円以下	・ 1億円以下
放出関係	許可なく野外に放ったり・植えたり・まいたりした場合	・ 3年以下 もしくは ・ 300万円以下	・ 1億円以下

特定外来生物とは

条件付特定外来生物 (外来生物法)

- 2023年（令和5年）6月1日より「**条件付特定外来生物**」に指定
- 特定外来生物に指定しつつ、政令により通常の規制の一部を適用除外とする
- 現時点ではアカミミガメとアメリカザリガニの2種のみ



特定外来生物とは

条件付特定外来生物 (外来生物法)

- 2023年（令和5年）6月1日より「**条件付特定外来生物**」に指定
- 特定外来生物に指定しつつ、政令により通常の規制の一部を適用除外とする
- 現時点ではアカミミガメとアメリカザリガニの2種のみ



捕獲



飼育



無償譲渡



放出



販売・頒布・購入

特定外来生物とは

要緊急対処特定外来生物 (外来生物法)

- 2023年（令和5年）4月1日に「**要緊急対処特定外来生物**」指定
- まん延した場合に重大な生態系被害や国民生活の安定に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、発見した場合に**検査・防除その他拡散を防止**するための措置を緊急に行う必要があるもの
- 現時点ではヒアリを含むトフシアリ属4種群とそれらの交雑種のみ指定



- 通関後の物品、施設や土地に要緊急対処特定外来生物がいるおそれがあるときに**検査、消毒廃棄命令等が可能**
- ヒアか否か専門家が**特定（同定）作業中も物品等の移動停止をさせることが可能**
- 国が**対処指針**を定めることを**法定化し、事業者との連携を強化**



県内で確認されている
特定外来生物について

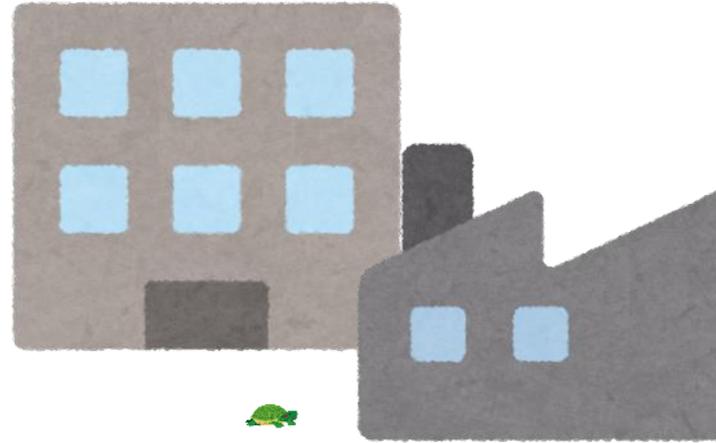


アカミミガメ（条件付特定外来生物）

- 原産：アメリカ東部からメキシコ
- 1950年代後半から幼体を「ミドリガメ」の通称でペットとして輸入
- 在来のカメ類とエサや日光浴場所等をめぐって競合
- 水生植物、甲殻類、両生類、魚類等に影響を及ぼす



アカミミガメを発見した場合



放出

・ 不用意に捕まえたり移動させたりしないでください

※カメが自力で移動できる範囲を超えて運搬された場合は元の場所であっても戻すことはできません

・ 自宅敷地内に勝手に入ってきたり、道路の通行の妨げになっていたりしている
→ 敷地外や道路外によける程度の移動は問題ない（環境省HP参照）

セアカゴケグモ（特定外来生物）

- 原産：オーストラリア
- 1995年（平成7年）に大阪府と三重県で生息確認
→千葉県では2013年（平成25年）に初確認
- メスは神経毒をもつ ※日本では死亡例はなし

メス 成体

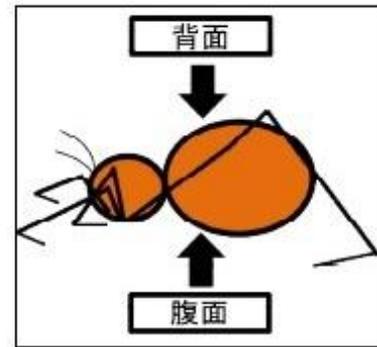
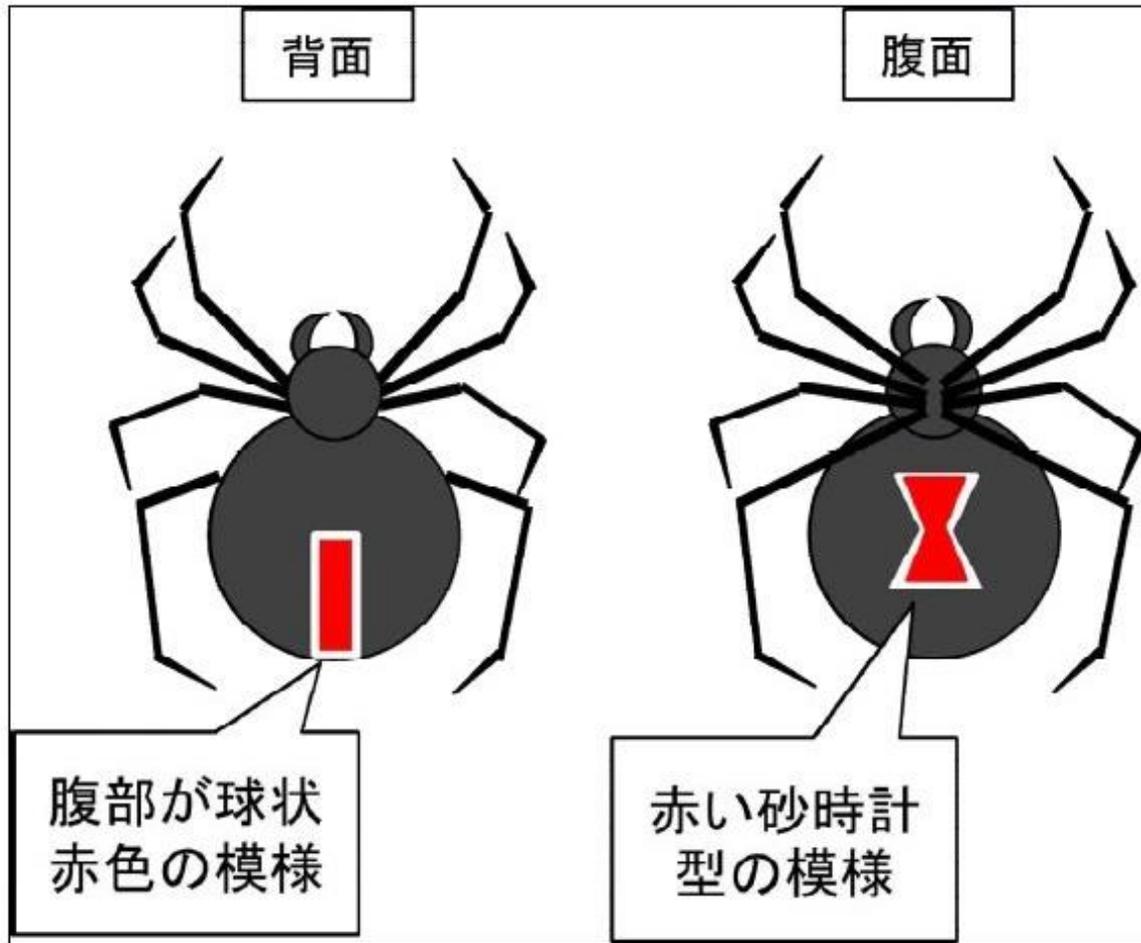


体長（胴体のみ）約1cm



セアカゴケグモ（特定外来生物）

- セアカゴケグモの特徴（メス）



出典：環境省 九州地方環境事務所 図はイメージです。個体によって体色等に個体差があります。

セアカゴケグモ（特定外来生物）

- 人工物の窪みや穴、裏側、隙間に営巣
(例) 室外機の裏、プランターの底、側溝のふた（グレーチング）の裏など



セアカゴケグモを発見した場合

- セアカゴケグモを発見した際の報告は不要
- 殺虫剤（ピレスロイド系）もしくは靴で踏みつぶす等の方法で防除
→発見者や施設管理者による対処
- **卵囊**は棒などで採ってビニールなどに入れた状態で踏みつぶして防除

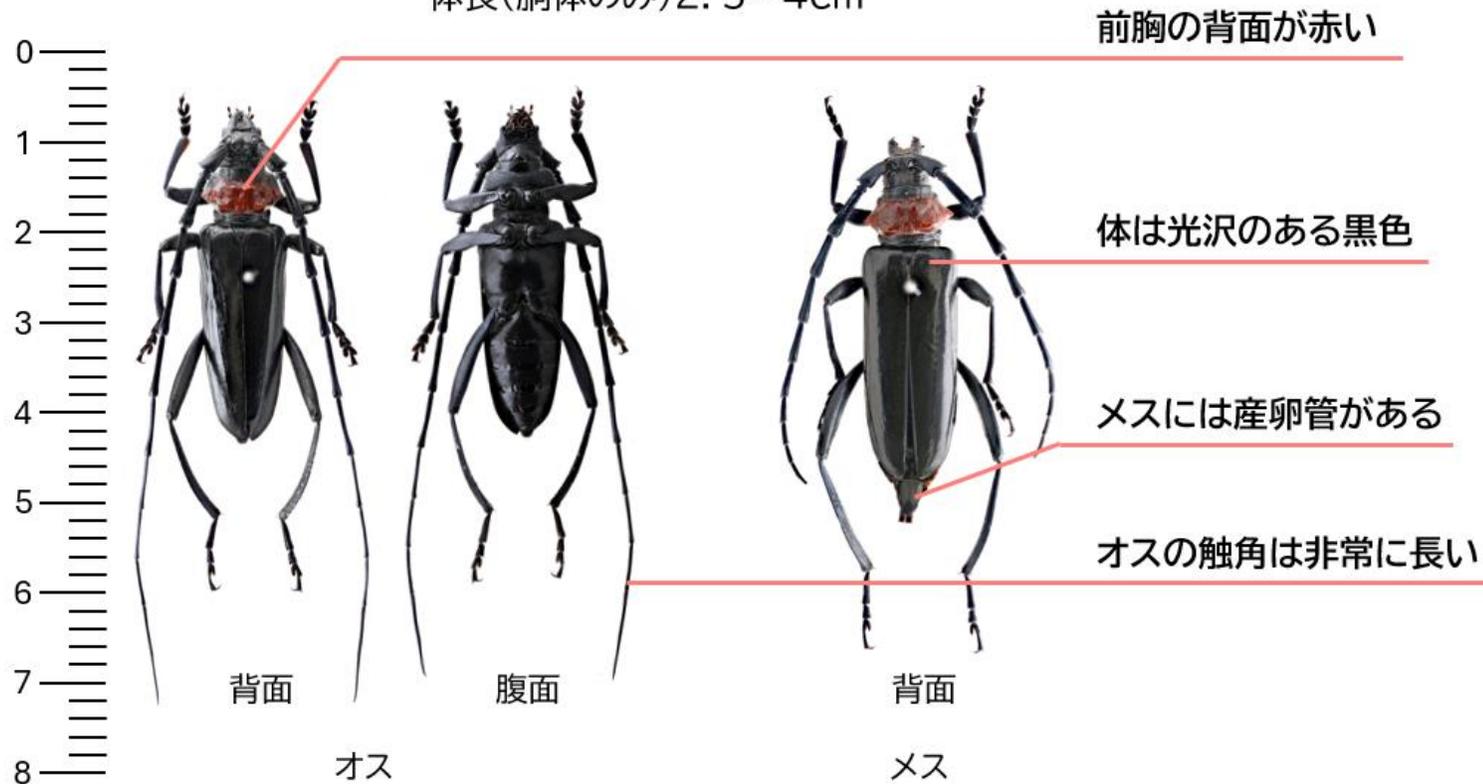


セアカゴケグモの卵囊

クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）

- 原産：大陸中国（香港含む）～朝鮮半島
- 2012年（平成24年）に愛知県で初確認
→ **千葉県では2024年（令和6年）に初確認**

体長(胴体のみ)2.5~4cm



クビアカツヤカミキリ幼虫
写真提供：埼玉県環境科学国際センター

写真提供：千葉県立中央博物館

クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）

- 主に**バラ科**（モモ、スモモ、サクラ等）の樹木に産卵
- 産卵数は平均300個前後 最大で1000個以上
→繁殖力が高い
- 幼虫が樹木内部を食い荒らし、最悪の場合枯死させる

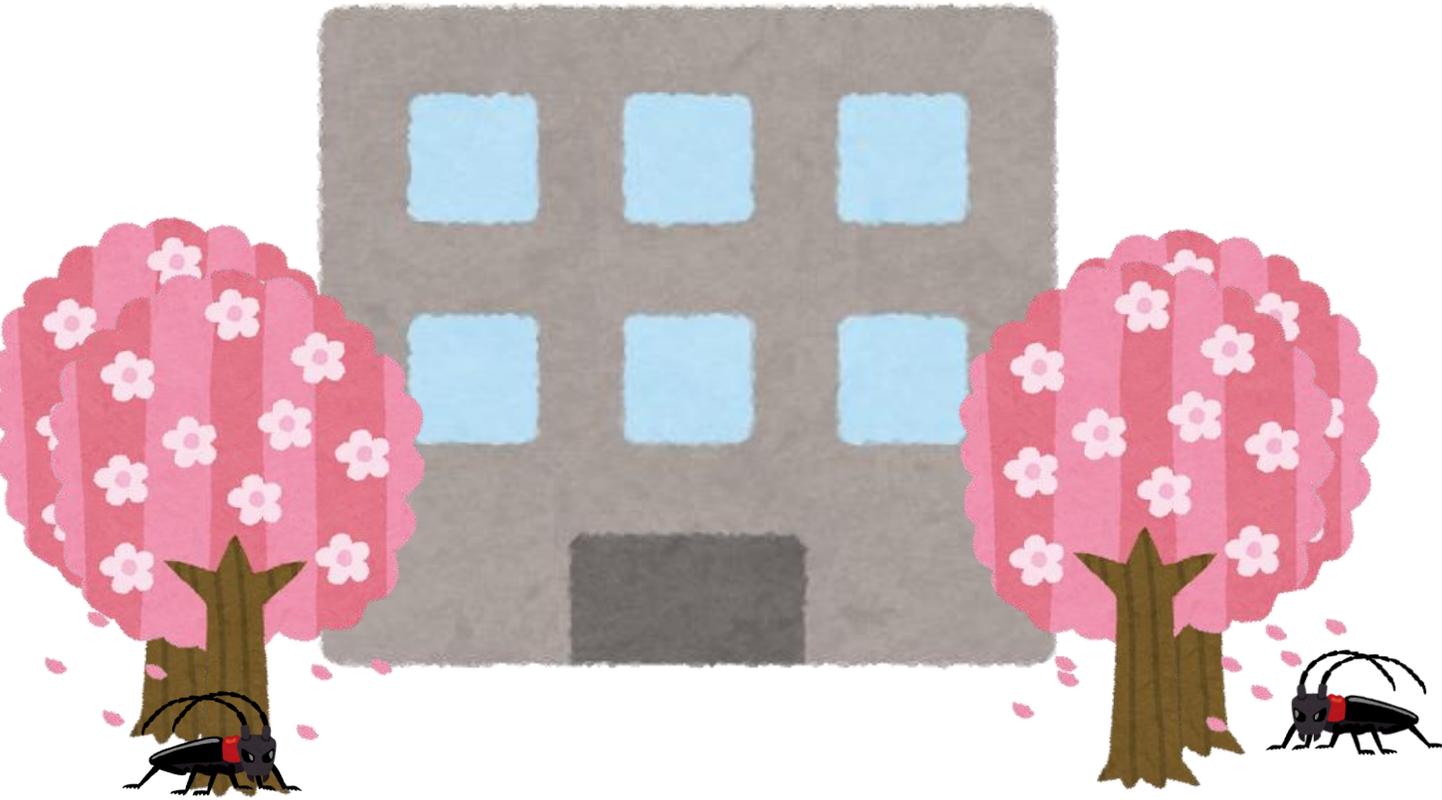


幼虫の食痕
提供：埼玉県環境科学国際センター



クビアカツヤカミキリの被害に
あったサクラ（埼玉県で撮影）

クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）



企業敷地内のサクラ



近隣公園のサクラ

クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）

- クビアカツヤカミキリが寄生すると**フラス**（糞と木くずが混ざったもの）が**5月～9月頃**に盛んに排出される



クビアカツヤカミキリのフラス（埼玉県で撮影）



クビアカツヤカミキリのフラス（千葉県で撮影）

クビアカツヤカミキリ（特定外来生物）

クビアカツヤカミキリのライフサイクル



今の時期はフランスのみ確認できる！

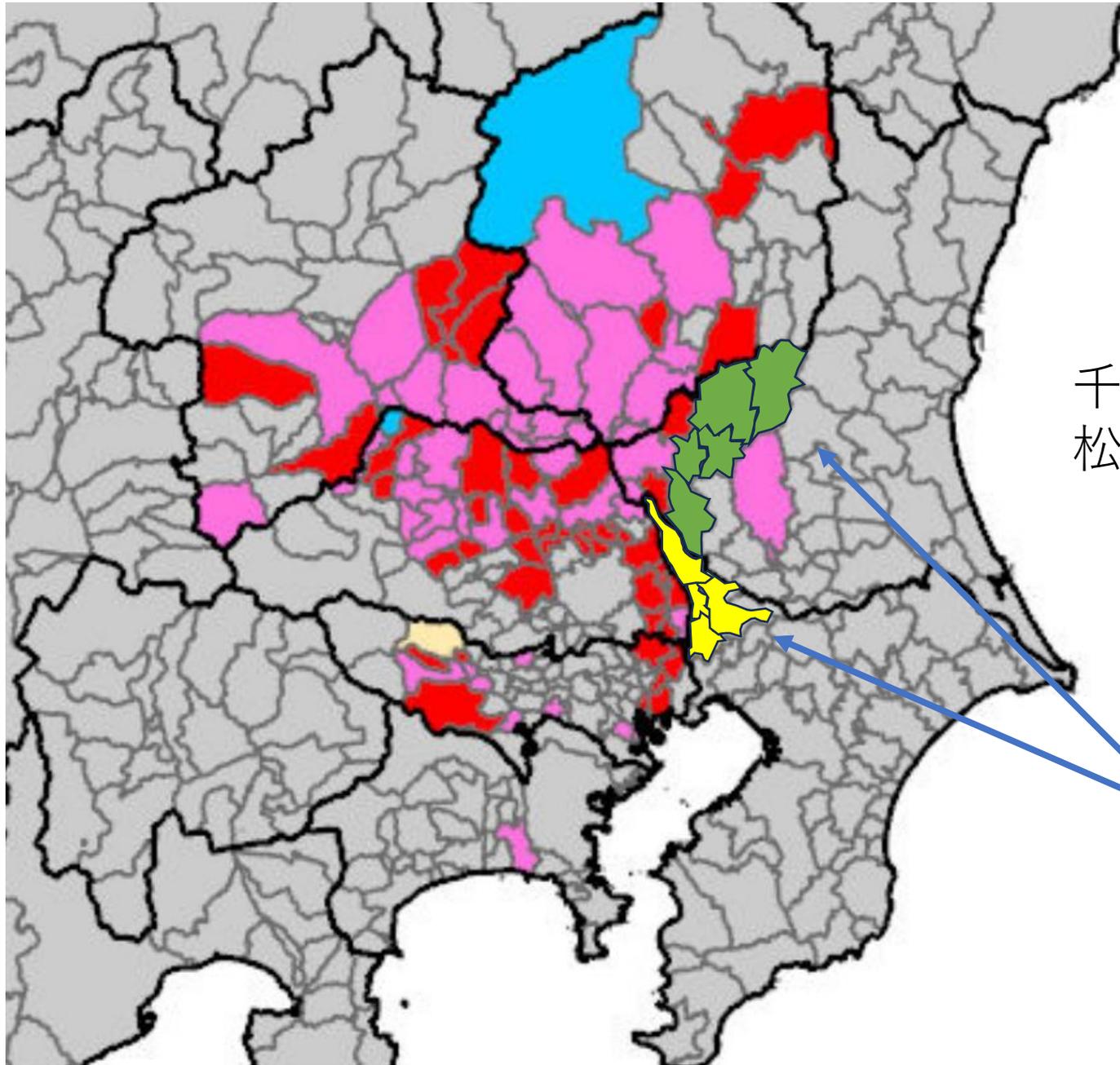
注1：前蛹とは、幼虫が蛹になるための準備期間で、餌を食べなくなってから蛹になるまでの間を指します

注2：日本での幼虫や蛹の期間はよくわかっていません

凡例

- ：幼虫の活動期間
- ：幼虫の活動休止期間

出典：クビアカツヤカミキリ防除の手引き
(東京都環境局 2025)



千葉県では柏市でフラスと成虫が確認
 松戸市・野田市・流山市でフラスが確認

国立環境研究所 侵入生物データベース
 特定外来生物の確認状況図（2024年9月作成）を一部改変

- 茨城県で確認（茨城県HP参照）
- 千葉県で確認

クビアカツヤカミキリを発見した場合

バラ科樹木かどうか

イチジク、ブドウ、クリ、ツバキ、ツツジ、オリーブ、カエデ等はクビアカツヤカミキリ以外の昆虫の可能性が高い



フラスが出ているか

フラスが大量にでているか、フラスの形がうどん状か



脱出孔があるか

縦長の脱出孔があった場合は、再生産されている場所になっている可能性が高い

クビアカツヤカミキリを発見した場合

- クビアカツヤカミキリに寄生されている木の特徴



クビアカツヤカミキリを発見した場合

所有者・施設管理者等による対処

物理的防除

ネット巻き



伐採処分



化学的防除

薬剤処理



※写真は埼玉県で撮影

クビアカツヤカミキリを発見した場合

カミキリムシ（死骸を含む）やフラスを発見した場合は以下の情報を生物多様性センターに送付をお願いします

- フラスの写真
 - 発見場所、発見日時
 - 周囲の環境（公園、街路樹、企業敷地）
 - フラスが出ている**樹種**
-
- 成虫を確認した場合は**その場で踏みつぶす、叩く等の方法**で駆除をお願いします
 - 特定外来生物のため、生きた状態での持ち運びが禁止です
- ※駆除した後に連絡をお願いします



ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）

ヒアリ類（ヒアリを含む近縁するトフシアリ属4種群及びそれらの交雑種の通称）

- **ヒアリ 国内未定着**
- 原産：南米
- 2017年（平成29年）に兵庫県のコンテナで発見
- 千葉県では2018年（平成30年）に初確認
- 刺されるとアルカロイド系の強い毒による痛みやかゆみ、発熱、激しい動悸等の症状が引き起こされる



写真提供：環境省

ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）

ヒアリ類（ヒアリを含む近縁するトフシアリ属4種群及びそれらの交雑種の通称）

- **アカカミアリ**

- 原産：アメリカ合衆国南部～中米
- 2017年（平成29年）以降、東京都・兵庫県等の全国の港湾で確認
- 千葉県では2018年（平成30年）に初確認
- 刺されるとアルカロイド系の毒による非常に激しい痛みを覚え、水疱状に腫れる



ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）

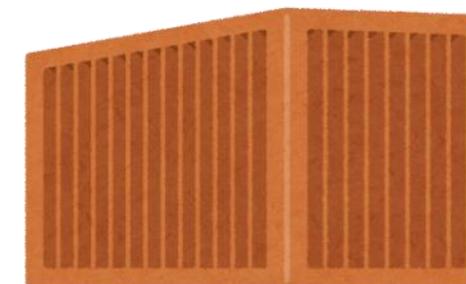
県内の確認例

ヒアリ 6 事例

アカカミアリ 5 事例

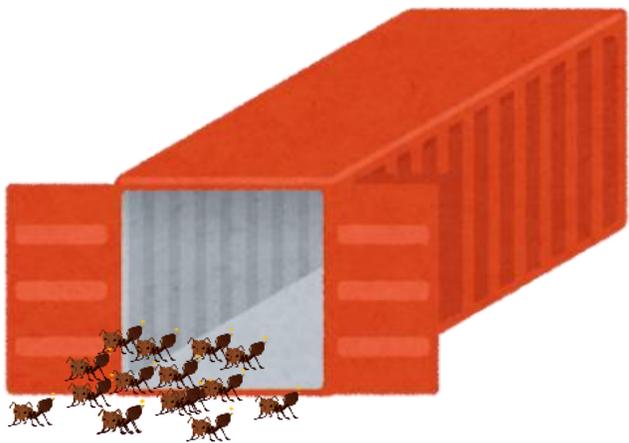
平成30年	成田市：成田空港
	成田市：成田空港
	柏市：物流倉庫
令和元年	船橋市：物流倉庫
令和2年	千葉市：千葉港 停泊中の船
	千葉市：千葉港
	千葉市：物流倉庫
令和4年	千葉市：物流倉庫
令和6年	千葉市：千葉港
令和7年	柏市：民間事業者の輸入コンテナ
	千葉市：千葉港

	ヒアリ
	アカミアリ

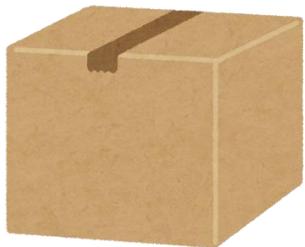


ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）

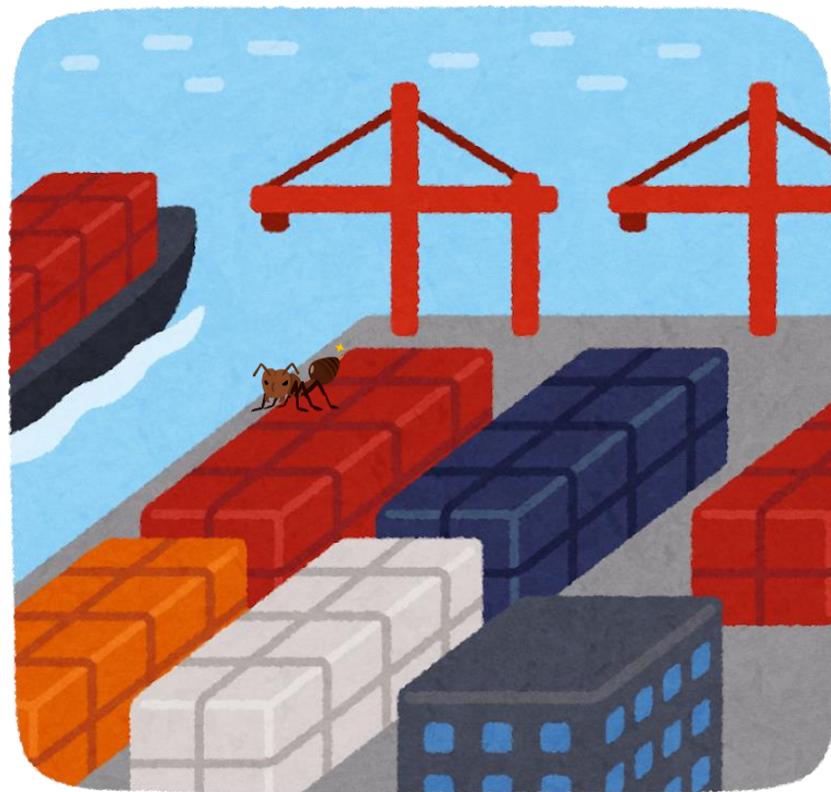
コンテナの中



荷物の中



木製パレット



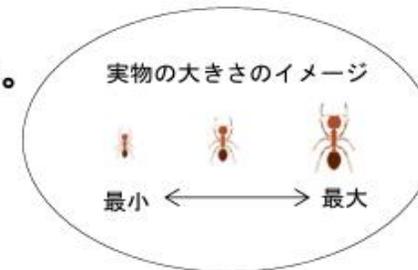
コンテナヤード内

ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）を発見した場合

野外で、肉眼で見分ける

次の①～④に該当するか確認してください。

- ① 体長は 2.5～6 mm程度。
- ② ヒアリ: 頭部・胸部・腹柄部は暗赤褐色で、腹部は黒褐色。
アカカミアリ: 全体が黄褐色。
(但し、暗色型の事例もあり、色は見分けにくい場合が多い)
- ③ 全体的に光沢があり、ツヤツヤしている。
- ④ 集団の場合には、大きさに連続的な変異がみられる。



ヒアリの働きアリ



▲ヒアリの集団

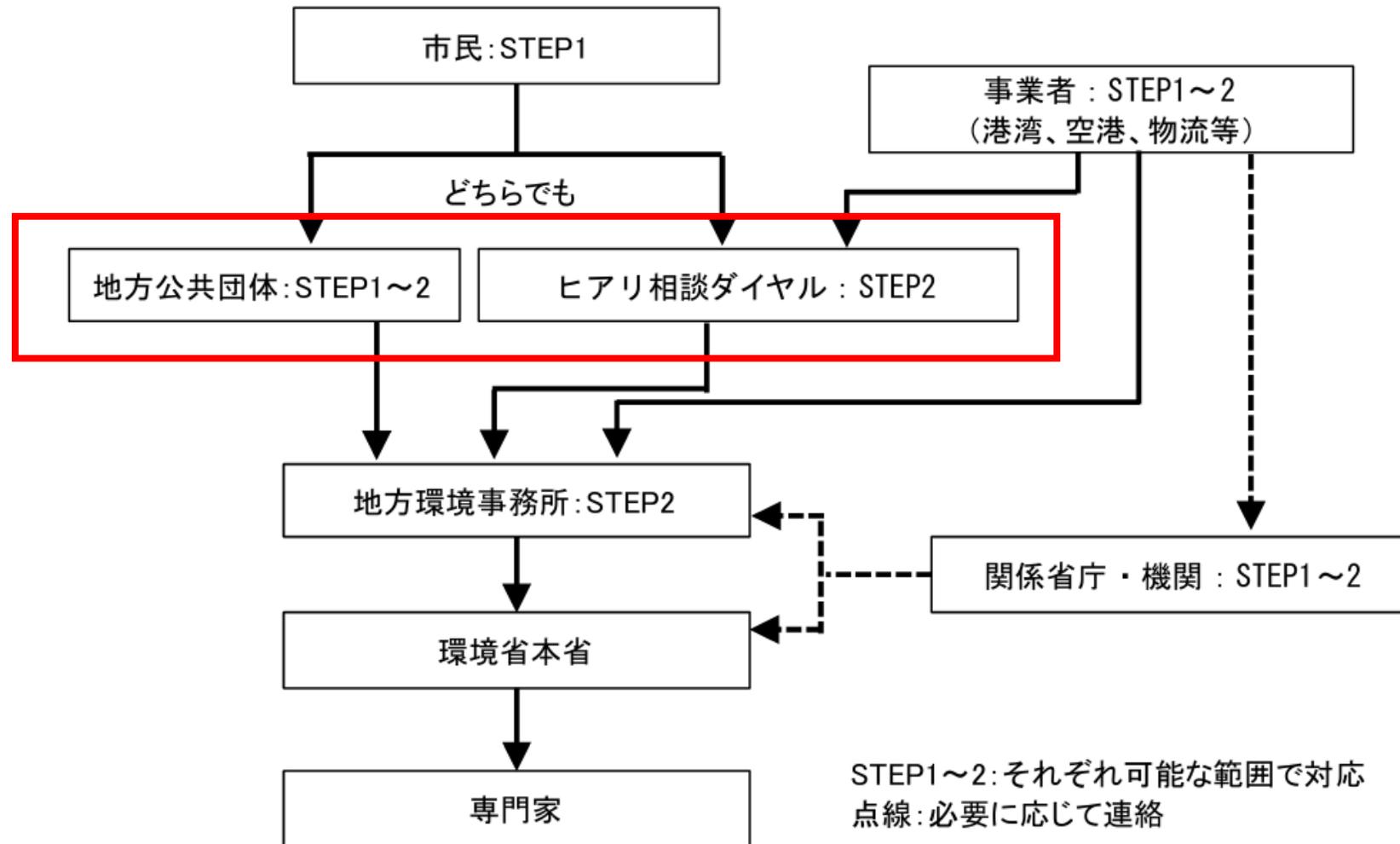
様々な大きさの働きアリがいる。
黒っぽい方が腹部（おしり側）。



▲アズマオオズアリ（在来種）の集団

小型の働きアリと 大型の働きアリ（赤丸内の中央の1匹）の2サイズがいる。小型のアリはサイズがそろっている。

ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）を発見した場合



ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）を発見した場合

環境省 ヒアリ相談ダイヤル



環境省 ヒアリ相談ダイヤル

ダイヤルイン

 **0570-046-110**

【IP電話の場合】 06-7634-7300（一般電話）

受付時間 AM9:00 ~ PM5:00
(12/29~1/3は除く)

※通話料は発信者の負担となります。

※万一、刺されたときは、症状がある場合はお近くの病院にご相談下さい。

ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）を発見した場合

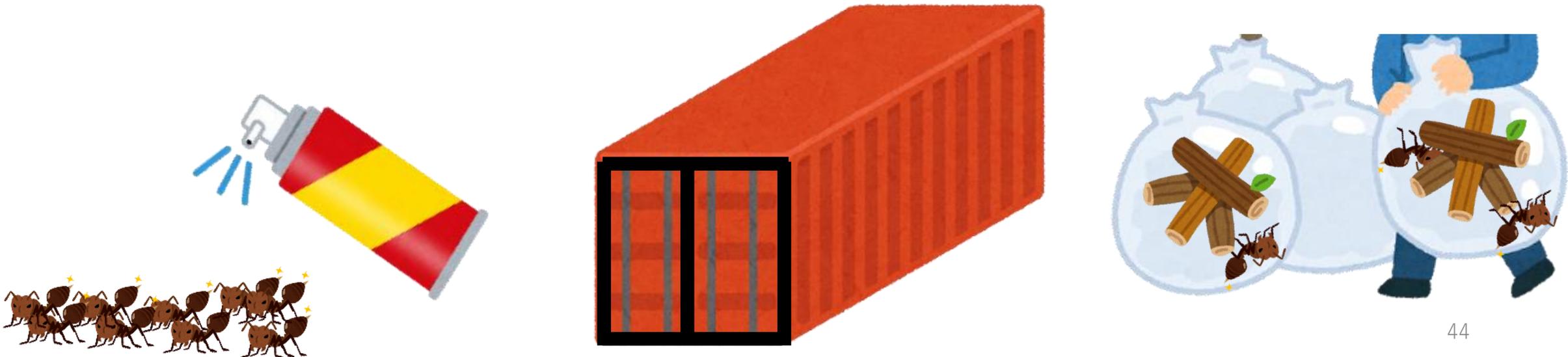
• アリの数が少ない場合

基本的には殺虫→市販の殺虫スプレー等を噴霧

※可能であれば数個体（死骸）をサンプルとして確保

- コンテナなどで発見された場合はコンテナを密閉
→ ビニールテープなどで目張りする

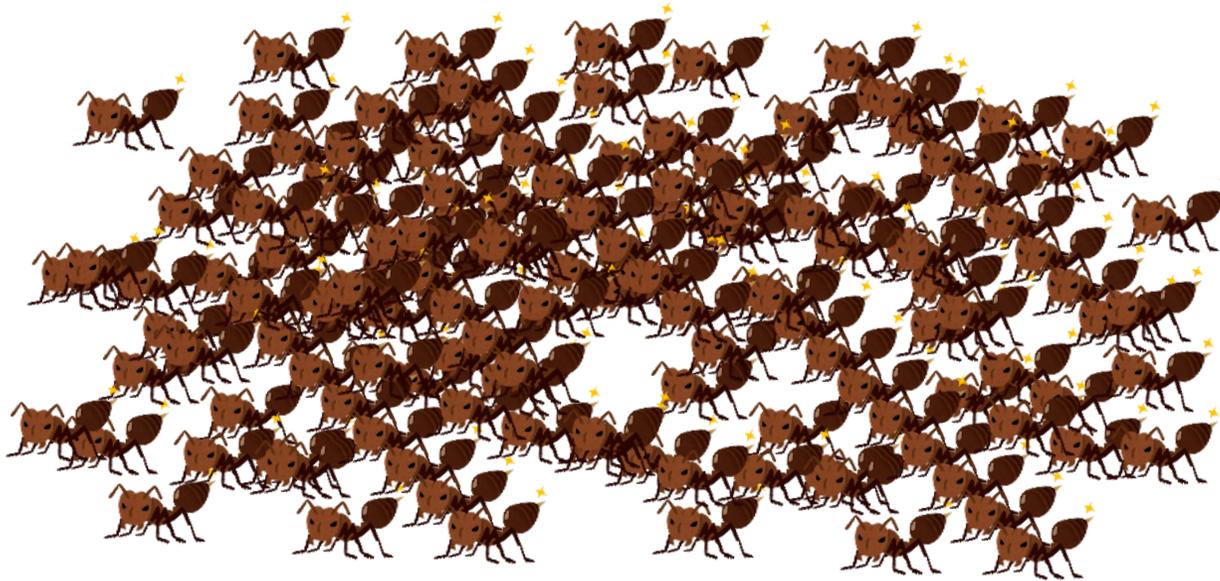
- ヒアリ類が何かに付着していた場合は殺虫後、付着物をビニールなどで密閉する



ヒアリ類（要緊急対処特定外来生物）を発見した場合

・アリの集団や巣を見つけた場合

- ヒアリ相談ダイヤルまたは地方自治体に連絡
- ・ 刺激をすると拡散する可能性がある
- ・ 状況に応じて専門家と相談しながら駆除を実施



千葉県内で確認された特定外来生物（動物）一覧（35種）※未定着も含む



アカゲザル



カオグロガビチョウ



ハナガメ

哺乳類	アカゲザル
	アカゲザルとニホンザルの交雑個体
	ライグマ
	キョン
	マスクラット
鳥類	カオグロガビチョウ
	カオジロガビチョウ
	カナダガン
	ガビチョウ
	ソウシチョウ
爬虫類	アカミミガメ（条件付）
	カミツキガメ
	ハナガメ
	ハナガメとクサガメの交雑個体
	ハナガメとニホンイシガメの交雑個体
両生類	ウシガエル

魚類	オオクチバス
	オオタナゴ
	カダヤシ
	コウライギギ
	コクチバス
	ショートノーズガー
	ストライプバス
	チャンネルキャットフィッシュ
	ブルーギル
昆虫類	アカカミアリ
	アカボシゴマダラ
	セイヨウオオマルハナバチ
	ツヤハダゴマダラカミキリ
	ヒアリ <small>環境省HPより</small>
クモ類	セアカゴケグモ
甲殻類	アメリカザリガニ（条件付）
	ウチダザリガニ
貝類	カワヒバリガイ



オオタナゴ



ウチダザリガニ



ツヤハダゴマダラカミキリ

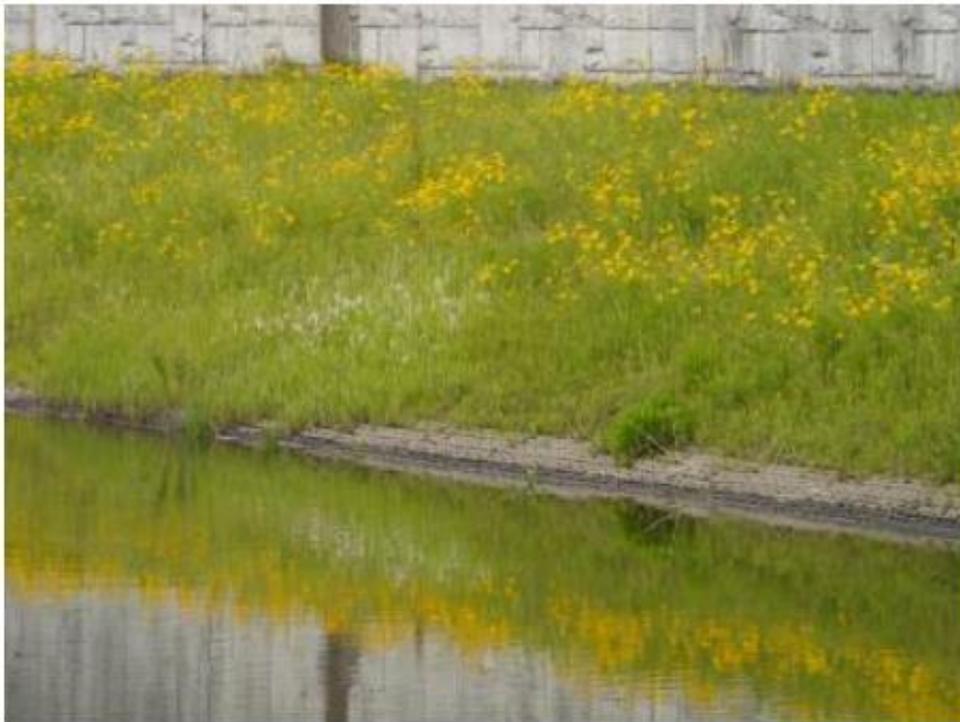
オオキンケイギク（特定外来生物）

- ・ 原産：北アメリカ大陸
- ・ 1880年代に導入
 - 千葉県では1984年以前に確認
- ・ 在来植物と競合し駆逐するため生態系に大きな影響を与える
- ・ 5月～7月にかけてコスモスに似た黄色の花を咲かす



オオキンケイギク（特定外来生物）

- 千葉県内では全市町村に分布
- 日当たりの良い場所で大群落を形成
- 道路や鉄道沿い、河川敷、造成地、ダム周辺など



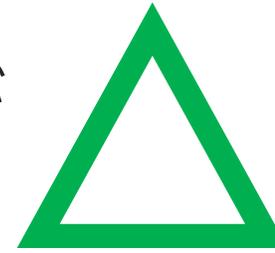
オオキンケイギクを発見した場合

①正しく取り除く



根で冬越しするため
根元から株ごと抜くと効果的！

開花してすぐ、
タネをつける前が
効果的！



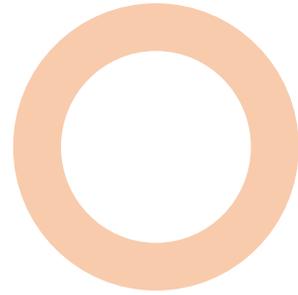
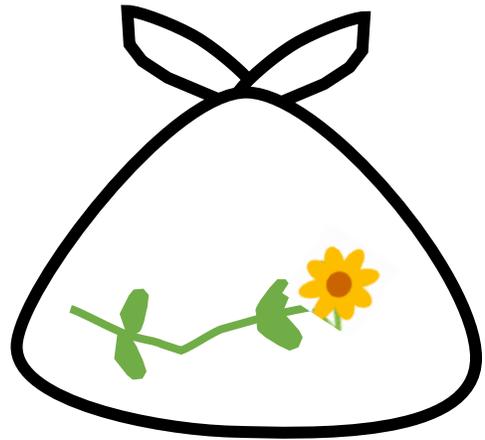
刈り取り



根が残れば、また生えます
タネがついていると、刈り払いにより、かえって拡大
刈り取り後、もう一度開花することもあります

オオキンケイギクを発見した場合

②袋に密閉して枯らす



乾燥する、腐らせる等の処置をして枯死させる

植物の移動は枯死してから飛散させないように注意

③自治体のゴミ処理方法に従い処分



作業後は道具や靴を洗浄しタネを除去



タネをひろげないように！

ナガエツルノゲイトウ（特定外来生物）

- ・ 原産：南アメリカ（ブラジル）
- ・ 1989年（平成元年）に兵庫県で初確認
→千葉県では1990年（平成2年）に印旛沼流域で初確認
- ・ 繁殖力が強く水面を覆いつくし水生生物の生息に影響
水路の通水を阻害・農業への被害・水質悪化を引き起こす



ナガエツルノゲイトウ（特定外来生物）



茎がストローのよう
に空洞で水に浮く



数 cm の茎断片から容易に発芽







ナガエツルノゲイトウ（特定外来生物）

印旛・手賀地域や河川・用水路に近い場所は敷地内にナガエツルノゲイトウが侵入する可能性が高いので注意が必要



千葉県内におけるナガエツルノゲイトウの分布図
累積分布図（R7.2.21）



ナガエツルノゲイトウを発見した場合

①正しく取り除く



地下部ごと
引き抜き 掘り起こし



抜き取り
剥ぎ取り
刈り払い

⚠️ 根は除去が難しい

⚠️ 断片が飛散、流出
→再生し拡大!

ナガエツルノゲイトウを発見した場合

②袋に密閉して枯らす



濃色の袋で高温にして
蒸し焼き

伸びても突き破らないように、
余裕をもって袋に入れる



⚠ 根付かないよう、厚めの
ブルーシートなどの上で作業



薄い袋にぎっしり入れると
伸びた茎が袋を突き破る

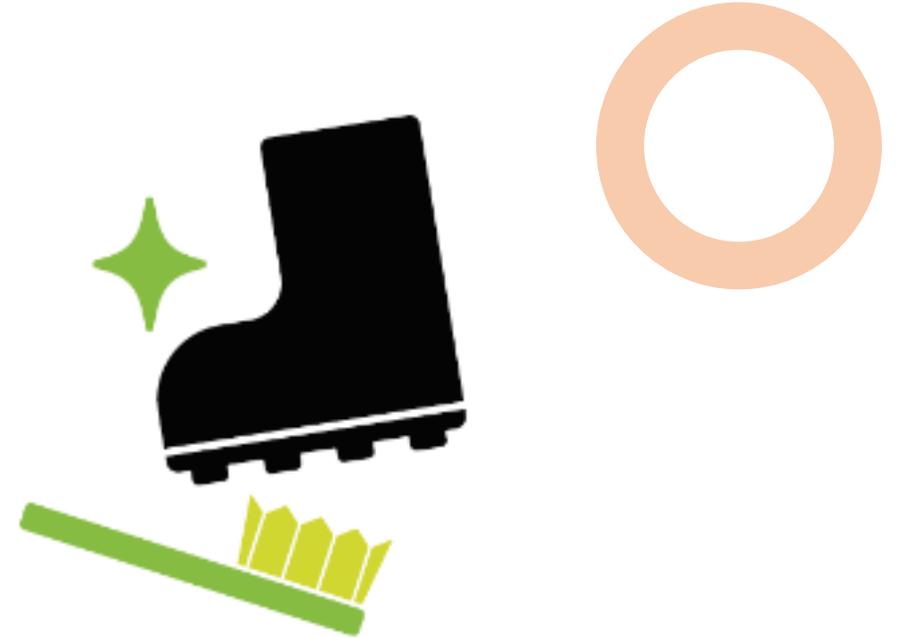
⚠ 袋から植物を落とさない

ナガエツルノゲイトウを発見した場合

③自治体のごみ処理方法にしたがい処理



自治体のごみ処理方法に
したがって処理



作業後には道具や靴を洗浄し、
茎・葉・根の断片を除去

特に植物の特定外来生物で留意すべき事項

Q. 特定外来生物の植物を駆除する際に、手続きは必要ですか？

A. 市民等：「植物に関する小規模防除の特例」に該当すれば不要です。
・地域のボランティア等の小規模な駆除であれば、特例に該当する可能性が高いです。
市町村：原則として国による確認手続きが必要です。

防除規定の見直し

参考（環境省HP）：防除規定の見直し（R5外来生物法改正）

◆ 都道府県による防除

- 必要があると認めるときは、単独で又は共同して、防除を行うものとする
- 防除を行うときは、**国の確認手続きを不要に（独自に防除の内容等を公示することにより外来生物法に基づく防除として実施可能）**

※都道府県から環境省へ通知/環境省ウェブサイトに一元的に掲載/当該ページに都道府県ウェブサイトからリンクを張ること等をもって都道府県による公示とすることを想定（必ずしも各都道府県で公報等に掲載いただく必要がないように省令で規定予定）

◆ 市町村による防除

- 従前どおり確認手続きが必要。ただし、**都道府県と共同でその防除の一部を行う場合、都道府県の公示において市町村名を明示すれば、個別の確認手続きは不要に。**

※改正法の施行前に確認を受けた防除については、その期間内であれば、改正法施行後も経過措置として確認は有効（改めて都道府県が公示し直したり、市町村が確認を受け直す必要はない。施行前に国が公示した防除、地方公共団体以外の者が国の認定を受けた防除も同様。）

詳しくは、環境省のHPをご確認ください。

環境省 日本の外来種対策 外来種の防除 (<https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/index.html>)

千葉県内で確認された特定外来生物（植物）一覧（13種）

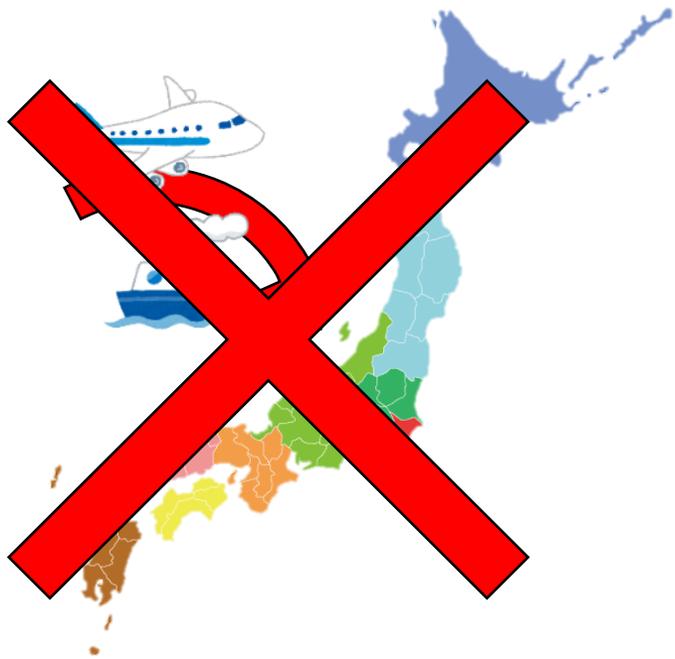


私たちにできること



私たちにできること

外来種被害予防三原則



入れない



放さない



拡げない

私たちにできること

- 奇麗な花が咲いていたからオフィスに飾った



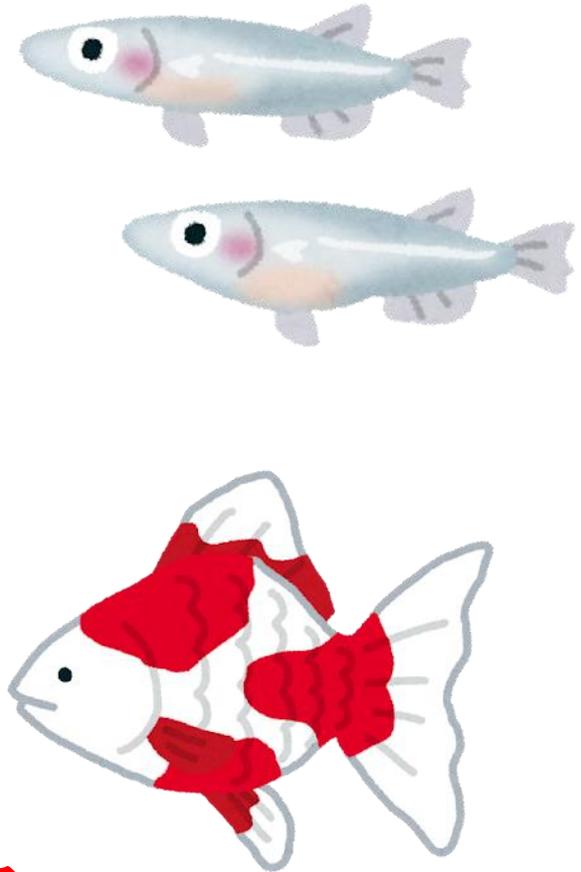
私たちにできること

- 近くの水路でメダカを採ったので敷地内の池に放流した
- ビオトープを造ったので近くの水路で採ったメダカを放した



私たちにできること

- 生き物が少ないので他県からもってきて放した
- 金魚や観賞魚メダカを地域に放した



在来生態系へ影響を与える

私たちにできること

・見慣れない生物を確認した場合

以下の情報をセンターに送付してくだされば同定します

- ・写真（特徴のわかるもの）
- ・発見場所、発見日時
- ・周囲の環境（公園、畑等 ※カミキリの場合は樹種）



大きさが分かるもの
と一緒に撮影



クモの場合
腹部の背面と腹面
が分かる写真



写真が鮮明でない

